平成２６年度鯖江市人事行政の運営等の状況

**１　職員の任免および職員数の状況**

**（１）職員の採用と退職の状況**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 職　　　種 | 採用者数 | 退職者数 | 採用者数 | 退職者数 |
| 行　政　職 | 9 | 8 | 15 | 17 |
| 技能労務職 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合　　　計 | 9 | 8 | 15 | 17 |

**（２）部門別職員数の状況（総務省：定員管理調査）**

**各年度４月１日現在の部門別職員数の状況は、次の表のとおりです。**

（単位：人）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分部門 | 職員数 | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
| H26 | H27 |
| 一般行政部　　門 | 議会 | 5 | 5 | 0 |  |
| 総務 | 86 | 89 | 3 | 地方総合戦略策定業務増加 |
| 税務 | 25 | 23 | △2 |  |
| 民生 | 78 | 82 | 4 | 幼保連携型認定こども園設置 |
| 衛生 | 24 | 23 | △1 |  |
| 労働 | 1 | 1 | 0 |  |
| 農林水産 | 19 | 19 | 0 |  |
| 商工 | 13 | 12 | △1 |  |
| 土木 | 36 | 36 | 0 |  |
| 一般行政計 | 287 | 290 | 3 |  |
| 特別行政部　　門 | 教育 | 67 | 61 | △6 | 教育長の特別職化幼保連携型認定こども園の民生部門への振替 |
| 公営企業等会計部　　門 | 水道 | 12 | 11 | △1 |  |
| 下水道 | 11 | 11 | 0 |  |
| その他 | 24 | 24 | 0 |  |
| 合　計 | 401 | 397 | △4 |  |

（注）Ｈ27職員数には教育長を含みません。

**２　職員の給与の状況**

**（１）人件費の状況（一般会計）**

**平成２６年度の一般会計決算における人件費の状況は、次の表のとおりです。**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 住民基本台帳人口(H27.3.31現在) | 歳出決算額（A） | 実質収支 | 人件費（B） | 人件費率（B／A） |
| 26年度 | 人68,812 | 千円25,737,161 | 千円269,258 | 千円2,971,879 | 　　　　％11.5 |

（注）人件費には、職員給与費のほか、市長等特別職の給与、議員報酬、退職金、地方公務員共済組合等負担金などを含みます。

**（２）職員給与費の状況（一般会計予算）**

**平成２７年度の一般会計の当初予算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 職員数(A） | 給与費 | １人当たり（B／A） |
| 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計（B） |
| 27年度 | 人352 | 　　千円1,322,878 | 千円218,700 | 千円493,372 | 千円2,034,950 | 　 千円5,781 |

（注）職員手当には退職手当を含みません。

**（３）職員の平均給料月額および平均年齢の状況**

**平成２７年４月１日現在における職員の平均給料月額および平均年齢の状況は、次の表のとおりです。**

|  |
| --- |
| 一般行政職 |
| 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 335,100円 | 44歳3月 |

（注）一般行政職とは、税務職、保健師、保育士、教諭、企業職、現業職を除いた職です。

**（４）職員の初任給の状況**

**平成２７年４月１日現在における職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 鯖江市 | 国 |
| 初任給額 | 初任給額 |
| 一　般行政職 | 大学卒 | 174,200円 | Ⅰ種187,700円Ⅱ種174,200円 |
| 高校卒 | 142,100円 | 142,100円 |

**（５）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況**

**平成２７年４月１日現在における職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、次の表のとおりです。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 |
| 一　般行政職 | 大学卒 | ― | 349,700円 | 389,400円 | 400,600円 |
| 高校卒 | ― | ― | ― | ― |

（注）大学卒の経験年数10年については該当者なし

高校卒の経験年数10年、20年、25年、30年については該当者なし。

**（６）一般行政職の級別職員数の状況**

**平成２７年４月１日現在における行政職給料表適用職員の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | １級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 計 |
| 代表的な職名 | 主 事技 師 | 主 事技 師 | 主 任主 査 | 課長補佐主 任 | 参 事課長補佐 | 課 長 | 次 長 | 部 長 |
| 職員数 | 45人 | 12人 | 37人 | 47人 | 79人 | 30人 | 2人 | 9人 | 261人 |
| 構成比 | 17.2％ | 4.6％ | 14.2％ | 18.0％ | 30.3％ | 11.5％ | 0.8％ | 3.4％ | 100％ |

**（７）職員手当の状況**

**①扶養手当等**

**平成２７年４月１日における主な職員手当の状況は、次の表のとおりです。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 扶養手当 | 区分 | 鯖江市 | 国 |
| 配偶者 | 月額13,000円 | 月額13,000円 |
| 配偶者以外の扶養親族 | 月額6,500円 | 月額6,500円 |
| 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 | 月額11,000円 | 月額11,000円 |
| 扶養親族のうち16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子1人につき | 月額5,000円を加算 | 月額5,000円を加算 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住居手当 | 区分 | 鯖江市 | 国 |
| 借家の場合 | 家賃55,000円以上 | 月額27,000円 | 月額27,000円 |
| 家賃23,000円を超え55,000円未満 | （家賃額－23,000円）×1/2＋11,000円 | （家賃額－23,000円）×1/2＋11,000円 |
| 家賃23,000円以下 | 家賃額－12,000円 | 家賃額－12,000円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 通勤手当 | 区分 | 鯖江市 | 国 |
| 電車・バスを利用する場合 | 最高支給限度額55,000円 | 運賃相当額 | 運賃相当額 |
| 乗用車等を使用する場合 | 2ｋｍ以上5ｋｍ未満 | 月額2,000円 | 月額2,000円 |
| 5ｋｍ以上10ｋｍ未満 | 月額4,200円 | 月額4,200円 |
| 10ｋｍ以上15ｋｍ未満 | 月額7,100円 | 月額7,100円 |
| 15ｋｍ以上20ｋｍ未満 | 月額10,000円 | 月額10,000円 |
| 20ｋｍ以上25ｋｍ未満 | 月額12,900円 | 月額12,900円 |
| 25ｋｍ以上30ｋｍ未満 | 月額15,800円 | 月額15,800円 |
| 30ｋｍ以上35ｋｍ未満 | 月額18,700円 | 月額18,700円 |
| 35ｋｍ以上40ｋｍ未満 | 月額21,600円 | 月額21,600円 |
| 40ｋｍ以上45ｋｍ未満 | 月額24,400円 | 月額24,400円 |
| 45ｋｍ以上50ｋｍ未満 | 月額26,200円 | 月額26,200円 |
| 50ｋｍ以上55ｋｍ未満 | 月額28,000円 | 月額28,000円 |
| 55ｋｍ以上60ｋｍ未満 | 月額29,800円 | 月額29,800円 |
| 60ｋｍ以上 | 月額31,600円 | 月額31,600円 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 管理職手当 | 職 | 職務の級 | 管理職手当の額 |
| 部長 | 8級 | 72,300円 |
| 次長 | 7級 | 61,500円 |
| 課長 | 6級 | 55,700円 |
| 参事 | 5級 | 41,200円 |

55歳超の6級以上職員は、1.5％減額支給しています。

（平成26年度支給割合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 期末・勤勉手当 | 区分 | 鯖江市 | 国 |
| 期末手当 | 勤勉手当 | 計 | 期末手当 | 勤勉手当 | 計 |
| 6月期 | 1.225月 | 0.675月 | 1.90月 | 1.225月 | 0.675月 | 1.90月 |
| 12月期 | 1.375月 | 0.825月 | 2.20月 | 1.375月 | 0.875月 | 2.25月 |
| 計 | 2.60月 | 1.50月 | 4.10月 | 2.60月 | 1.55月 | 4.15月 |
| 参考 | 職制上の段階、職務の級等による加算措置有 | 職制上の段階、職務の級等による加算措置有 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 退職手当 | 区分 | 鯖江市 | 国 |
| 自己都合 | 勧奨・定年 | 自己都合 | 勧奨・定年 |
| 勤続20年 | 20.445月分 | 25.55625月分 | 20.445月分 | 25.55625月分 |
| 勤続25年 | 29.145月分 | 34.5825月分 | 29.145月分 | 34.5825月分 |
| 勤続35年 | 41.325月分 | 49.59月分 | 41.325月分 | 49.59月分 |
| 最高限度額 | 49.59月分 | 49.59月分 | 49.59月分 | 49.59月分 |
| その他加算 | 定年前早期退職特例措置（2％～20％加算） | 定年前早期退職特例措置（3％～45％加算） |

**②特殊勤務手当**

**特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務に支給する手当です。**

**平成２６年度の特殊勤務手当の状況は、次の表のとおりです。**

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 全職種 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | ４.０％ |
| 支給職員1人当たり平均支給年額 | １，１２５円 |
| 手当の種類（手当数） | ３ |
| 代表的な手当の名称 | 除雪作業手当 |

**③時間外勤務手当**

**平成２５年度および平成２６年度における時間外勤務手当の状況は、次の表のとおりです。**

（一般会計）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 平成２６年度 |
| 支給額 | ９２，７５８千円 |
| 職員1人当たりの平均支給年額 | ３５４千円 |

**（８）特別職の給料、報酬等の状況**

**平成２７年４月１日現在における特別職の給料、報酬等の状況は、次の表のとおりです。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 給料または報酬月額 | 期末手当（平成26年度支給割合） |
| 市　長 | 750,500円 | 6月期　1.475月12月期　1.625月計　　3.10月 |
| 副市長 | 700,000円 |
| 議　長 | 490,000円 |
| 副議長 | 428,000円 |
| 議　員 | 407,000円 |

市長の給料は5％減額後の月額です。

**３　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況**

**（１）勤務時間の状況**

**平成２７年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。**

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務時間 | 　８：３０～１７：１５ |
| 休憩時間 | １２：００～１３：００ |

（注）公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

**（２）休暇等の概要**

**職員の休暇、休業制度の概要は、次の表のとおりです。**

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内　　　　容 |
| 年次休暇 | 労働基準法第39条の規定に基づき与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。 |
| 病気休暇 | 負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。 |
| 特別休暇 | 結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。 |
| 介護休暇 | 配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。 |
| 育児休業 | 3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。 |

**（３）年次休暇の取得状況**

**平成２６年１月１日から１２月３１日までの職員の年次休暇の平均取得日数は６．４日でした。**

**（４）育児休業取得状況**

**平成２６年度に育児休業を新規に取得した職員は１０人（女性９人、男性１人）であり、平成２５年度に比べ取得者総数は１人減少しました。**

**４　職員の分限および懲戒処分の状況**

**（１）分限処分の状況**

**分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。**

**平成２６年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処分内容 | 処分者数 | 処分事由 |
| 降任 | 0人 |  |
| 免職 | 0人 |  |
| 休職 | 3人 | 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 |
| 降給 | 0人 |  |
| 計 | 3人 |  |

**（２）懲戒処分の状況**

**懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。**

**平成２６年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処分内容 | 処分者数 | 処分事由 |
| 戒告 | 2人 | 道路交通法違反 |
| 減給 | 0人 |  |
| 停職 | 0人 |  |
| 免職 | 0人 |  |
| 計 | 2人 |  |

**５　職員の服務の状況**

**職員の服務については、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。（地方公務員法（以下「法」という。）第３０条）**

**さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。**

* **法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第３２条）**
* **信用失墜行為の禁止（法第３３条）**
* **秘密を守る義務（法第３４条）**
* **職務に専念する義務（法第３５条）**
* **政治的行為の制限（法第３６条）**
* **争議行為等の禁止（法第３７条）**
* **営利企業等の従事制限（法第３８条）**

**服務規律の確保については、鯖江市職員倫理規程（平成２１年鯖江市訓令第1号）および鯖江市職員倫理確立指針（平成２２年２月策定）により、職員が職務に係る倫理の保持に努めるような職場の体制を整備しています。**

**６　職員の研修および****勤務成績の評定の状況**

**（１）職員の研修の状況**

**職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。（法第３９条）**

**平成２６年度の職員の研修については、福井県自治研修所での各階層別研修や専門研修に延べ７４人を、全国市町村職員中央研修所等での専門研修に　　１２人を派遣しました。**

**市独自の研修（講師派遣による研修）では、接遇マナー研修、メンタルヘルス研修等に延べ２，４１７人が参加しました。**

**（２）勤務成績の評定の状況**

**法第４０条第１項の規定に基づき、職員の勤務の業績や職務に関連する能力、態度等を公平かつ統一的に把握し、人事管理ならびに職員の能力開発、人材育成および活用を図ることを目的として、以前からの勤務評価制度を見直し、平成１８年１０月１日から新人事評価制度を実施しています。**

**７　職員の福祉および利益の保護の状況**

**（１）福利厚生制度の概要（平成２７年４月１日現在）**

**職員の共済制度は、法第４３条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。**

**共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて３つの事業を行っています。**

**市においては、職員の健康診断を実施しているほか、職員による互助組織「鯖江市職員共済会」（会員数　400名）が実施する人間ドックや予防健診助成事業に対して助成（給料月額の1/1,000：H27予算1,538千円）を行っています。**

**（２）公務災害補償制度の状況**

**職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し、実施しています。**

**平成２６年度においては、公務上のケガによる災害が５件認定されました。**

**８　勤務条件に関する措置の要求の状況**

**（１）制度の概要**

**職員は、給与、勤務時間その他勤務条件に関して、市当局により適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求することができます。**

**（２）件数および処理状況**

**平成２６年度における措置要求はありませんでした。**

**９　不利益処分に関する不服申し立ての状況**

**（１）制度の概要**

**職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合には、公平委員会に不服申し立てができます。**

**（２）件数および処理状況**

**平成２６年度において不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。**